

日向市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

1 目的

本要領は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）の規定に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し、施設の募集について必要な事項を定めるものとする。

2 募集施設

市内の民間施設等

3 クーリングシェルターの指定要件

- ① 適当な冷房設備を有すること
- ② 宮崎県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民その他の者に開放することができること（施設の開放可能時間外を除く）

※熱中症特別警戒情報：都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35（予測値）に達する場合に環境省が発表するもの。

- ③ 市民その他の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保できること。
- ④ 休息できる椅子やソファ等が設置されていること。
- ⑤ 当該施設の出入り口等、見やすい場所へクーリングシェルターである旨を表示したポスター（市から提供したもの）等が掲示できること。
- ⑥ 環境省の熱中症予防情報を把握し、対応できること。
- ⑦ 市と「指定暑熱避難施設に係る協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、その内容を履行できること。

4 応募方法

日向市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）申込書（別紙 1）に必要事項を記入し、以下に示す提出書類を、持参もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で日向市健康増進課へ提出してください。

提出前に、健康増進課までお電話にてご相談ください。

【提出書類】

- ・日向市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）申込書（別紙 1）
- ・クーリングシェルターとして活用する場所の画像
- ・図面（クーリングシェルターとして活用する場所に色をつける）

5 応募から運用までの流れ

- ① 書類を健康増進課に提出
- ② 市健康増進課で内容の審査を行い、市が適当と認めた場合に協定書を締結
- ③ 運用開始

6 運用期間

4月第4水曜日（市がクーリングシェルターに指定した日）から、10月第4水曜日に指定施設が開設している日とします。

7 その他

- ・施設管理者又は市のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- ・クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日、時間帯及び受け入れることが可能であると見込まれる人数は、市ホームページ等を通じて公表します。
- ・クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日、時間帯及び受け入れることが可能であると見込まれる人数に変更があった場合、又はクーリングシェルターの指定を取り下げる場合は、日向市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）変更・取下げ届出書（別紙2）に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で日向市健康増進課へ提出してください。
- ・クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。

8 申込先・問合せ

住 所：〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

担 当：日向市健康増進課健康づくり係 熱中症対策担当

電 話：0982-66-1024

メール：kenkou@hyugacity.jp